

「城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）」に対する関係
地方公共団体の長の回答について

平成 28 年 6 月

国土交通省 九州地方整備局



国九整企画第4号
国九整河計第5号
平成28年 5月11日

佐賀県知事 殿

国土交通省
九州地方整備局長



城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「城原川ダム事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年5月18日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局

企画部 企画課 技術企画官 富ヶ原 隆一
河川部 河川計画課 建設専門官 太田 信也

河 第 3 6 2 号

平成28年 5月17日

国土交通省九州地方整備局長 様

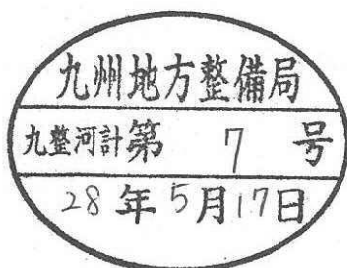
佐賀県知事 山口 祥義



城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年5月11日付け国九整企画第4号及び国九整河計第5号により依頼
があったこのことについて、別紙のとおり回答します。

また、関係市長の意見を併せて提出します。



担 当

河川砂防課 ダム対策担当

電話



(別紙)

城原川ダム事業の検証に係る検討に関する佐賀県知事の意見

城原川ダムの検証に係る検討結果として検討報告書（原案）案に示された「城原川ダム事業については「継続」することが妥当である」との方針に異論はありません。

なお、以下の点について要望します。

- ・城原川は近年、平成21年、22年と立て続けに計画高水位を上回る大きな洪水が発生し、堤防決壊の危機にさらされるなど、治水対策を早期に実施することが必要であることから、今後、速やかな対応方針の決定と治水対策の早期実施をお願いしたい。
- ・治水対策を実施するにあたっては、自然環境や景観などへの配慮、更なるコストの縮減や工期の短縮及び関係住民への丁寧な対応にしっかりと努めていただきたい。

佐市河砂第 106 号

平成 28 年 5 月 13 日

佐賀県知事 山口祥義 様

佐賀市長 秀島 敏行



城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 28 年 5 月 11 日付、河第 240 号で依頼がありました標記の件について、
別紙のとおり回答します。

担 当

佐賀市役所 河川砂防課

電話



城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

関係市町の意見

市町名 佐賀市

佐賀市の排水の多くを担う佐賀江川の負担軽減のためにも上流の城原川の整備は重要であり、今回の城原川ダムは佐賀市にとって非常に有効であると考えられます。

城原川ダムの検討についてはこれまで丁寧な検証がなされており、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について異議ありません。

佐賀市としては城原川ダムが早期に完成し、治水効果が十分に発揮されることを期待します。

ダ対第 7 号
平成28年5月16日

佐賀県知事 山口 祥義 様

神埼市長 松本茂幸



城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見徴取について（回答）

平成28年5月11日付け河第240号により依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

城原川ダム事業の検証に係る検討に関する関係市町長の意見

市町名 神 埼 市

意 見

城原川流域においては、昭和24年8月及び昭和28年6の洪水被害により死者46名、床上、床下浸水52,911戸という未曾有の災害が発生している。

近年でも、平成21年及び平成22年7月の豪雨で、氾濫危険水位を超過する洪水が発生しており、2年連続で避難指示等を余儀なくされるなど流域住民の生命が脅かされる事態を幾度も経験している。

昨今の異常気象による水災害状況を見れば、時間雨量100mmを遙かに越える豪雨が本市を襲った場合、三方を河川堤防で囲まれている本市では河川からの氾濫水や内水の捌け口はなく、市内全体が水没状態となることは容易に想像できる。

今回「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」において「城原川ダム事業については「継続」することが妥当であると考えられる。」との対応方針が示されたことについて異論はなく、ダム案が最も有効に治水効果の早期発現が可能であるという評価結果であると理解する。

今後も自然環境や景観などへの配慮については住民の理解が得られるよう十分御検討頂き、更なる工期の短縮やコストの縮減に努めて頂きたい。

また、これまでダム建設予定地として、翻弄されてきた水没予定地住民の感情への思いと一日も早い安寧な生活の実現に向け、今後も引き続き、地域住民との意思の疎通を密に図って頂くとともに最終的な対応方針を早期に決定し、実行していただくように、一日も早いスピード感を持った、さらには加速感を持った事業実施を望むものである。

なお、城原川下流域においては、未だに、堤防の幅や高さが不足している脆弱な堤防が現存しており堤防決壊への不安が残っている状況などをご察しいただき、上・下流の偏りなく迅速に治水整備の推進をお願いするとともに、城原川ダム事業が最終対応方針として決定がなされた場合は、治水効果に加え、神埼市の健全な発展と上下流の振興等に寄与するため、ダムが持つ機能の更なる効果が発揮できるようご尽力いただきたい。